

平成28年度税制改正～第1弾～

今年も税制改正の時期となりました。大綱は閣議決定され、国会の審議を待つばかりです。

消費税率の引き上げを控えていますので、廃止したらそれに代わる制度を整備しつつも、全体としてはやや減税の方向への改正となっています。

【新設】

消費税の軽減税率制度の導入

中小企業者等の機械装置に係る固定資産税の軽減

自動車税の環境性能割制度の導入

空家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

医療費控除の特例の創設

企業版ふるさと納税の創設

【廃止】

自動車取得税の廃止

一定の減価償却資産について定率法を廃止

【拡充・延長】

法人税率の引き下げその他成長志向の法人税改革（複数）

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

居住用財産の買換等の譲渡損失の繰越控除の適用期限延長



1.消費税の軽減税率制度の導入

平成29年4月1日より消費税が10%となるのに合わせて、軽減税率制度（8%のまま）が導入されることになりました。軽減税率制度とは、文字通り消費税率を軽くしましょうという制度です。お金持ちであろうとそれなりであろうと消費者である限り消費税は課税されます。なので、生活必需品など一定のものについては消費税を8%のまま据え置いて庶民の生活を守ろうということですね。海外には日本より消費税率が高い国が多く、既に軽減税率を運用している国が数多くあります。フランスでは板チョコ（義理）とオシャレなチョコ（本命）で税率が違い、カナダでは、ドーナツ5個と6個で税率が変わるなど、ウソのようなホントの話も。贅沢品に課税しよう、国内産業を守るために課税しよう・・・軽減税率には様々な事情が反映されているようです。日本は軽減税率については後発ですので、先発国を研究してより良い運用をしてもらいたいところですね。では、日本の軽減税率はどう運用されるのでしょうか。

閣議決定では、酒を除く飲食料品について（外食サービスを除く）と、週2回以上発行される新聞（定期購買のもの）について軽減税率適用ということのみ決まりました。日用品である衣類等はありません。外食の範囲が難しいところですが、財務省が固めたところによると、テーブルやいすのような設備があれば外食と判断する（軽減税率ではない）とのこと。ケータリングやルームサービス・イートインは外食、テイクアウトは軽減税率となります。イメージが湧きそうでしょうか。現在、コンビニ弁当を買ってから自分でイートインに持ち込めば軽減税率で、イートインコーナーまで持ってきてもらったら外食・・・？というような難問が財務省に1千件以上来ているとか。

また、消費税は国税ですが私達は国に直接消費税を納めていませんね。例えばジュースを買うと、その時に消費税も払っておしまい。あとはコンビニが代わりに消費税を納めてくれます。物によって税率が違くと、代わりに納める方も大変です。インボイス方式の話に繋がるのですが、これは次回に。

カツオ『フグ・カニ・ステーキも8%なんだね、人によってご馳走は違うと言われたらそれまでだけ』